

## 商品券の売上計上時期

**Q** : 当社は、小売店を営んでいる法人です。この度、当社で商品券を発行することになりましたが、この商品券の経理処理は、発行した時に預り金とし、実際に商品の引換えをした時点で、売上に計上する方法を予定しています。

このような処理は税務上も認められるのでしょうか？

**A** : 法人税法では、商品券の発行代金は、一定の場合を除き、発行した時点で収益に計上するのが原則とされています。

### 【解説】

会社が商品券を発行した場合は、原則として商品券を発行した時点で収益計上しなければなりません。その商品券が、発行した事業年度ごとに区分して管理されており、所轄税務署長に申出書を提出し、確認を受けた場合は、発行時点でなく、商品と引き換えた時点で収益計上してもよいこととされています。

ただし、この場合、商品券の引換えが比較的短期間に行われること、一定期間が経過した未引換え券の発行代金は、収益計上すること、有効期限が到来したものは、その時点で収益計上すること、などが条件となっています。

なお、消費税は、商品券を発行した時点ではなく、実際に商品と引き換えた時点で計算しますので注意してください。

